

地方独立行政法人埼玉県立病院機構物品等調達一般競争入札公告

物品又は役務の調達について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

なお、本公告に記載のない事項については地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和8年2月13日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
理事長 岩中 睿

1 調達内容

(1) 調達案件名称及び数量

件名 医療用ガス（令和8年度分）

数量 別添医療用ガス品目・予定数量のとおり

(2) 調達案件の仕様 別添医療用ガス仕様書のとおり

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県立がんセンター内各指定場所

埼玉県立小児医療センター内各指定場所

埼玉県立精神医療センター内各指定場所

(5) 入札方法

本件入札は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱に基づき行う。

2 入札参加資格

- (1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 契約事務取扱規程第3条第3項の規定により当機構の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 令和7・8年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「物品の販売」に登録があり、かつ、A等級に格付けされた者であること。
- (4) 入札参加資格者名簿の所在地要件が「管轄内」又は「準管轄内」であるとともに、企業規模要件が「中小企業」又は「大企業」であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (7) 令和3年4月1日以降において、300床以上の病院に医療用ガスを1年間以上継続して納入した実績を有する者であること。
- (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品販売業許可（卸売販売業）を有する者であること。
- (9) 高圧ガス販売業許可証を有している者又は高圧ガス販売事業を届け出ている者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無に係る確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年2月25日午後5時

(2) 提出方法

確認申請書を後記15の場所へ、電子メール、郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 令和3年4月1日以降において、300床以上の病院に医療用ガスを1年間以上継続して納入した実績を有する者であることを証する書類。

ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品販売業許可（卸売販売業）を有する者であることを証する書類。

エ 高圧ガス販売業許可証を有している者又は高圧ガス販売事業を届け出ている者であることを証する書類。

オ 入札保証金免除に必要な添付書類（入札保証金の免除を希望する場合に限る。）

(4) 確認結果の通知

入札参加資格の有無に係る入札参加資格等確認通知書（以下「確認通知書」という。）については、確認申請書に記載された電子メールアドレス宛てに電子メールにより令和8年3月2日午後5時までに送付する。

なお、入札参加資格が「無し」の場合は、その理由を付する。

(5) その他

ア 確認申請書を提出した者は、確認申請書等の提出した書類について担当者から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 入札参加資格が「有り」の確認通知書の交付を受けている入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

4 医療用ガス仕様書等に関する質疑

医療用ガス仕様書（以下「仕様書」という。）等に対する質問及び回答は、以下のとおり行う。

(1) 受付期間及び提出方法

質問がある場合は、本件公告日から令和8年2月17日午後5時までに質問書（様式第2号）を後記15の照会先に電子メールにより提出すること。

受付期間外の質問及び指定する質問書様式（準じて作成した場合を含む。）や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

(2) 質問書への回答

入札参加者に共通する質問及び回答については、令和8年2月20日午後5時までに当機構ホームページの本件入札に関するページに掲載する。

(3) その他

入札参加者から質問がない場合でも、当機構ホームページの本件入札に関するページにおいて、当機構から入札参加者へのお知らせを掲示することがある。

5 入札保証金

別紙1「入札保証金について」のとおりとする。

なお、入札保証金の納付、免除等については、確認通知書に掲載して通知する。

6 入札書の提出場所等

上記3により入札参加資格が「有り」の確認通知書を受領した入札参加者又はその代理人は、以下のとおり入札書を提出しなければならない。

(1) 入札書受付期間

入札参加資格が「有り」の確認通知書を受領した日から令和8年3月5日午後5時まで（必着）

(2) 入札書の提出方法

ア 郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）又は持参により提出する。

イ 入札書は、中封筒及び外封筒により二重に封入しなければならない。入札書を中封筒に入れて密封し、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその商号又は名称）を記載した上で外封筒に入れて密封し、当該外封筒の封皮には「令和8年3月6日開札 医療用ガス（令和8年度分）入札書在中」と記載しなければならない。

ウ 初度の入札で予定価格の範囲内で有効な入札がなかった場合は再度入札を行うので、再度入札に参加する者は初度入札用の入札書及び再度入札用の入札書をそれぞれ中封筒に封入すること。その際、各中封筒の封皮に「初度入札」又は「再度入札」の区別を記載すること。再度入札を辞退する場合は、再度入札用の入札書に代わり入札辞退届（様式第5号）を中封筒に封入すること。

エ 中封筒の封皮に「初度入札」又は「再度入札」の区別が記載されていない場合は、初度入札の開札の際にその両方を開封し、記載された入札金額が低額である

もの又は入札辞退届が封入されたものを再度入札とみなし、それ以外のものを初度入札とみなす。

オ 外封筒内に中封筒又は入札書が1通しか封入されていない場合は、その入札書は初度入札についてのものとみなし、再度入札については辞退したものとみなす。

(3) 入札書の提出先

後記15の提出先

(4) 入札書の作成要領

入札書は、本件公告とともに掲示されている入札書（様式第3号）を用い、以下のアからウの事項を記載すること。

ア 入札金額は総額（単価（消費税及び地方消費税抜き）×予定数量）とする。

イ 契約金額は入札金額に消費税及び地方消費税を含めた金額とする（単価契約）。

ウ 入札参加者等は、入札書に次の各号に掲げる事項を記載するとともに押印して提出しなければならない。

(ア) 入札書の作成年月日（確認通知書を受領した日から提出期限までの日付であること。）、入札金額（算用数字により記述し、最上位桁の左に￥を付すこと）及びくじ入力番号（001～999の任意の3桁の数字）

(イ) 入札参加者本人が入札する場合は、その住所、氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名）並びに当該代理人の氏名及び押印

エ 入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、首標金額を訂正したものは無効とする。

オ 入札参加者等は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。ただし、当機構が補正等を求める場合は、この限りではない。

カ 入札参加者等は、仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で入札金額を見積もること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者等は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

(5) 代理人が入札する場合は、(4)で作成した入札書と併せて、委任状（様式第4号）を提出しなければならない。なお、「代理人が入札する場合」とは、当該代理人に入札金額を決定するなどの入札に関する意思決定が委任されている場合をいい、入札参加者本人が(4)ウ(イ)により作成した入札書を作成者以外の者が持参する場合は、委任状は不要である。

7 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
 - (3) 公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札
 - (4) 入札書と併せて入札金額見積内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - (5) 談合その他不正行為があつたと認められる入札
 - (6) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札
 - (7) 入札の辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
 - (8) 入札者の押印がない入札書による入札
 - (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
 - (10) 入札金額を訂正した入札書による入札
 - (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - (12) 記入すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
 - (13) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - (14) 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - (15) 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
 - (16) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

8 開札の執行について

- (1) 開札の場所及び日時

ア 場所 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 本部
イ 日時 令和8年3月6日午前9時00分から

- (2) 開札への立会い

開札への立会いは、不要とする。

なお、入札書を提出した者のうち特に立会いを希望する者は、確認申請書の余白に立会いを希望する旨を付記することにより、開札に立ち会うことができる。その場合において、立会者の集合すべき場所、日時等は、入札執行者から通知する。

9 落札者の決定等

- (1) 契約事務取扱規程第7条に基づいて作成された予定価格の110分の100以下の価格であつて、最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- (2) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじは、別紙「電子入札くじについて」のとおり実施する。電子くじの実施に当たっては、入札参加者が入札書に記載したくじ番号を用いるものとし、記載がない場合には「999」を用いるものとする。

- (3) 落札者を決定したときは、全ての入札者に電子メールにより通知する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消す。
- (5) 落札者は落札者決定後速やかに入札内訳書（様式第6号）を後記15に提出すること。

10 再度入札

開札の結果、入札参加者等の入札のうち、予定価格の110分の100以下の価格で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

初度入札において、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

再度入札は1回とする。

なお、再度入札を行っても落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

11 契約保証金

別紙2「契約保証金について」のとおり。

12 支払条件

別添「単価契約書（案）」のとおり。

13 現場説明会

開催しない。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札執行権者
地方独立行政法人埼玉県立病院機構本部長
- (3) 入札参加資格が「有り」の確認通知書を受領した後、入札を辞退する場合は、令和8年3月5日午後5時（必着）までに入札辞退届（様式第5号）を郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）又は持参により後記15の提出先に提出すること。郵送による場合は、封筒に「令和8年3月6日開札 医療用ガス（令和8年度分）入札辞退届在中」と朱書きすること。
- (4) 天災が原因等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札を延期する。
入札・開札を延期する場合は、電話、ファクシミリ等により、必要な事項を連絡する。
- (5) 入札参加者は、本件入札に係る入札公告、仕様書等の記載事項を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札をした者は、入札終了後において仕様書、単価契約書（案）等に係る不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (7) 契約の締結について

本件に関する契約締結事務については、次の機関で行う。

- ア 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地
- イ 埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2
- ウ 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

(8) 翌年度において、予算の削除又は減額があった場合、当該契約の締結を見合わせる場合がある。

15 この公告に関する問合せ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地
地方独立行政法人埼玉県立病院機構本部 医事・契約・訟務担当 善積
電話 048-748-3242（直通）
ファックス 048-748-3250
電子メールアドレス a5970-06@saitama-pho.jp